

法人(事業所)理念		障害のある子ども、発達に心配のある子どもの成長・発達と、保護者の子育てを支援し、子どもが自立した生活を送れるよう援助する。								
支援方針		1 いろいろな職員の目をととして子どもの姿を見つめ、心身の豊かな成長・発達を目指した実践を行う。 2 保護者の方からの相談に温かく応じ、共に考え、情報提供等を行うことで子育てのお手伝いをする。 3 子どもが家庭や地域の中で温かく健やかに育まれるよう、福祉、医療、教育等、関係機関との連携を図りながら事業を進める。								
開所時間		月曜日～金曜日	10時	から	18時	まで	開所日	下記の休業日を除く毎日 ＜休業日＞ (1)日曜日 (2)国民の休日に関する法律に規定する休日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日	送迎実施の有無	一部あり
		土曜日	10時	から	17時	まで				
		支 援 内 容								
	健康・生活	・子どもの心身の健康状態の把握に努め、子どもの持っている機能の成長を促し、健康で安全に過ごすことができるよう、基本的生活習慣の獲得を支援します。 ・医療的なケアを要する場合は、医療的ケア委員会において、療育プログラムに参加できるよう検討を行うと共に、可能な医療的ケアを実施します。								
	運動・感覚	・子どもの持つ感覚の特性を把握し、遊びを通じて、全身の様々な感覚の成長を支援します。 ・日常生活に必要な身体の動作、移動や姿勢保持(着席)等を、遊びを通して定着を図ります。また、必要な補助具(歩行器等)の操作を獲得できるよう、リハビリなどで支援します。								
	認知・行動	・運動遊びや製作、音楽活動、着替えや食事等の基本的生活習慣を獲得していく中で、概念(大きさ、色、時間、物の機能)の形成に繋がるプログラムを行います。 ・一人ひとりの認知を理解し、どのような方法、環境であれば取り組みやすいか考え支援します。								
	言語 コミュニケーション	・言葉だけでなく、非言語性のコミュニケーション(身振り、指差し、サイン、写真カード)など、一人ひとりの子どもに合った方法で支援します。 ・友だちや大人とのやり取りを経験する中で、発声や発語を引き出し、言葉の意味に結び付け、言葉を体系的に身に着けることができるよう支援します。 ・障害の特性に応じて、読むこと、書くことに必要なツールの検討や調整を行います。								
	人間関係 社会性	・大人に対して、安心して関われるような環境を作り、愛着の形成を図ります。 ・遊びを通して、周りの友だちとルールのある遊びを楽しみ、社会性を広げる支援を行います。 ・自分のできることや苦手なことに気付くとともに、気持ちのコントロールをできる方法を見つけ、自信を持って人と関わるできるよう支援します。								
家族支援		・子どもの発達状況や特性についての相談、子育て支援 ・児童発達支援利用時のきょうだい児預かり ・障害幼児一時保育 ・年長児童の延長保育 15:00まで【年8回】 ・ペアレントメンター事業 ・就園、就学に向けての保護者教室開催					移行支援		・保護者の希望により、就学支援シートの作成 ・就園、就学先への引継ぎ	
地域支援・地域連携		・地域発達支援講座の開催 ・地域の障害児通所支援事業所との連携・連絡会の実施 ・関係機関との情報共有、相互見学 ・ファミリーサポート事業、協力家庭等の提供会員向け講座協力 ・子ども総合センター「ここ・からまつり」での施設開放					職員の質の向上		・発達や障害に関する外部研修への職員派遣、オンライン研修の参加 ・職場内研修の実施(子どもの人権、事故防止、安全管理等) ・関係機関主催の研修への職員派遣(教育、保育、障害) ・利用者アンケート、自己評価の実施 ・関係機関との合同研修	
主な行事等		・音楽療法 ・水泳療育 ・所外活動(遠足)					・区立保育園との交流保育(個別・集団) ・近隣図書館職員による読み聞かせ会		・誕生会 ・発表会 ・季節行事	